

石巻市復興推進計画

平成28年10月17日

宮城県石巻市

1. 計画の区域 石巻市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、本市内の全域において、全半壊及び一部損壊した建物が56,698棟（被災前全住家数の76.6%）にのぼるなど、住宅や水道をはじめとする社会インフラ等に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市の重要な産業である飼料・有機質飼料製造業も、主要な工場や事業所等が震災による甚大な被害を受けており、震災前は事業所数21件、従業員数371名であったが、震災後は事業所数13件、従業員数226名まで減少したことから、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあり、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠である。

このような中で、本市が策定した「石巻市震災復興基本計画」において、本市の基幹産業である飼料・有機質飼料製造業の再建・復興を促進し、本市基本理念の一つである、産業・経済の再生を図ることとしている。

なお、宮城県が策定した「宮城県震災復興計画」においては、農林水産業を、地域経済を牽引する新たな成長産業へとステップアップさせることを図るとともに、我が国の食料供給基地として再生するため、県内農林水産業と食品製造業の連携を強化しながら、「食材王国みやぎ」の復興を目指している。さらに、県内農林水産業を力強く牽引する食産業を構築する為に、食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援に取り組むこととしており、畜産の生産に必須の飼料・有機質飼料製造業の再建・復興もこの中に含まれている。

かかる状況において、本市の重要な産業の一つである飼料・有機質飼料製造業の再建・復興を促し、農林水産業及び関連する産業の再生を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での農林水産業及び関連する産業の再生を図るため、本市の中核的産業である飼料・有機質飼料製造業について、立地企業の配合工場施設の新設及び配合設備の整備を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する清水港飼料株式会社（以下「対象事業者」という。）が、配合工場施設の新設及び配合設備を整備するために必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市において、平成26年度の飲料・たばこ・飼料製造品の出荷額は426億円と本市内の製造業合計の13.9%を占め、全製造業中第4位にある中核的産業である。

対象事業者は、農林水産業のサポートとして、畜産の生産に必須である飼料の製造を行うほか、製造にあたっては、石巻産の魚粉等を使用する等、震災前は石巻港の飼料生産シェアの22%を確保し、本市の農林水産業に関連する産業として大きく貢献してきた。

しかし、東日本大震災において、対象事業者の石巻工場は地震、津波により壊滅的な被害を受け、顧客のニーズを適切に満たすことが困難になっている。被災後、応急的に圧扁設備、バラ製品出荷設備の一部復旧を行い、限定的な生産を継続してきたが、今回の投資により、石巻工場及び主要生産機械である配合設備を復旧させることで、多品種少量生産が可能となる。

これにより、対象事業者の年間製造品出荷額は、被災前の69億円から本格復旧後には95億円まで増加する計画であり、また、平成21年度の石巻地区の配合飼料製造品出荷額は469億円であったが、平成26年度においては392億円となっており、本事業の実施によって、被災前の水準以下となっている出荷額の増加も見込まれる。

以上により、本市の農林水産業及び関連する産業の再生に寄与するものであることに加え、本市のみならず石巻地区の産業の核として地域経済に大きな役割を果たすことから、計画の目標にある「農林水産業及び関連する産業の再生を図る」ために必要かつ有効なものといえる。

③ 行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第2号

- ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社三菱東京UFJ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して、必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）。

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の中核的産業である飼料・有機質飼料製造業の再生が図られ、震災以前の活力が回復するとともに地域の価値が更に高まり、地域産業の核としての重要性が増すことが期待される。

また、これらの効果は、地域経済の活力再生に資するものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県から意見聴取を行った。また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社三菱東京UFJ銀行、清水港飼料株式会社、株式会社街づくりまんぼう、宮城県を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。